

平成25年における東京家庭裁判所の裁判事務の分配，裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序等の定め

平成25年4月1日  
東京家庭裁判所

## 第1編 本 庁

### 第1章 裁判官の配置

第1条 裁判官の配置は、別紙第1の裁判官配置構成表のとおりとする。

### 第2章 裁判事務の分配

#### 第1節 家 事 部

第2条 次の各号に掲げる事件は、別紙第2の家事部事件分配割合表（以下「事件分配割合表」という。）の事件の区分ごとに、受理の順序に従い、同表に定める割合により、第1部から第6部までの各部に分配する。ただし、家事調停官である弁護士が代理人となっている事件については、その家事調停官に事件を指定する裁判官の属する部には分配しない。

- 1 家事審判事件
- 2 家事調停事件
- 3 人事訴訟関係事件

② 各部における各係に対する事件の分配は、事件分配割合表の事件の区分ごとに、受理の順序に従い、同表に定める割合によるほか、当該部においてこれを定める。

③ 第1項1に掲げる事件で別に本庁家事部会議の議により即日処理の方式で処理することと定めたものは、前2項の定めにかかわらず、別に本庁家事部会議の議により定める当番の係に分配する。

第3条 法律において合議体で審理すべきものと定められた事件は、受理の順序に従い、第2部から第6部までの各部に均等に分配する。ただし、除斥及び忌避事件は、本案事件を担当する裁判官の属する部には分配しない。また、家事調停官についての除斥及び忌避事件は、その家事調停官に事件を指定する裁判官の属する部には分配しない。

② 共助事件は、遺産分割事件、寄与分事件に関するものは第5部の各係に、後見等関係事件に関するものは第1部第2係に、人事訴訟関係事件に関するものは第6部の各係に、その他の事件に関するものは第2部から第4部までの各係に均等

に分配する。

- ③ 強制執行に関する訴訟事件は、債務名義の作成された事件が、遺産分割事件又は寄与分事件であるときは第5部の各係に、人事訴訟関係事件であるときは第6部の各係に、その他の事件であるときは第2部から第4部までの各係に分配する。
- 第3条の2 前条1項の定めは、裁判所書記官，参与員，家庭裁判所調査官又は家事調停委員の除斥又は忌避の申立事件について準用する。

第4条 係属中の調停事件及び別表第二審判事件と当事者（法定代理人を含む。）の双方を同一にする調停事件及び別表第二審判事件を受理したときは、当該事件は第2条の定めに関わらず、前記事件の係属している係（係属事件が複数あるときは、最も早く受理した係）に分配する。ただし、第5部には寄与分事件及び同係から分配の要請があった事件を除き、分配しない。

- ② 前項に定めるもののほか、係属中の調停及び審判事件と関連する事件を受理したときは、前項を準用して分配する。
- ③ 第1項本文の規定は、第1項に定める関連事件であることが他の係に分配された後に判明した場合に準用する。
- ④ 前3項に定める場合を除き、事件が他の係に係属する事件と関連していることが判明したときは、両事件は第2条及び前条の定めにかかわらず、協議により一つの係で併せて担当することができる。この場合において事件を分配替えするときは、特段の事情がない限り、受理の遅い事件を分配替えするものとする。
- ⑤ 事件の代理人である弁護士が、当該事件の係属する部の家事調停官である場合は、当該事件を、同事件の係属する部が家事第2部であるときは家事第3部に、家事第3部であるときは家事第4部に、家事第4部であるときは家事第2部に、それぞれ分配替えする。
- ⑥ 前5項により、受理の順序によることなく事件の分配がされた場合又は事件が他の係に分配替えされた場合には、本案事件に付随する事件を除き、事件分配割合

表に区分された事件及び第3条の事件の区分に従い、その後に受理される同一区分の事件をもって、各係に対する事件の分配が均等になるよう調整する。

⑦ 相続の承認又は放棄の期間の再度の伸長事件、期間伸長後の相続放棄申述事件及び限定承認申述事件並びに限定承認申述受理後の鑑定人の選任事件を受理したときは、第2条の定めにかかわらず、当該被相続人の相続に関する期間伸長事件又は限定承認申述事件を処理した係に分配する。

⑧ 同一の被相続人に関する相続放棄申述事件は、第2条の定めにかかわらず、同一の係に分配する。

第5条 児童福祉法第28条第1項事件、同条第2項ただし書事件、面会通信制限の保全処分事件、親権喪失事件、同取消事件、親権停止事件、同取消事件、子を巡る保全処分事件及び性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づく性別の取扱いの変更に関する事件（以下「性別の取扱いの変更事件」という。）は、第2条及び前条第1項の定めにかかわらず、別に本庁家事部会議の議により定める事件の分配の順序に従い、第2部から第4部までの各係に分配する。

② 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第1項の許可状に係る請求事件は、第2条の定めにかかわらず、受理の順序に従い、分配事件数を請求書ごとに1件（ただし、複数の請求書による場合であっても、同時に請求されたときについては、1件とみなす。）として、第2部から第4部までの各部に分配する。この場合において、各部における各係に対する事件の分配は、当該部において定める。

③ 家事事件手続法第78条に基づく審判の取消し又は変更事件を受理したときは、第2条の定めにかかわらず、当該審判をした係に分配する。

④ 第2条の定めにかかわらず、別表第二調停事件について調停が不成立となり立件した審判事件は当該調停事件の係属した係に、別表第二審判事件を調停に付して立件した調停事件は当該審判事件の係属した係（当該審判事件が合議体で審判をする旨の決定をしたものであるときは、その決定前にその事件が係属した係）に、それぞれ分配する。

⑤ 履行確保に関する事件及び間接強制申立事件は、第2条の定めにかかわらず、

当該義務を定めた調停・和解を成立させ又は審判・判決をした係に分配する。

## 第2節 少年部

第6条 次の各号に掲げる事件は、別紙第3に定める基準に従い、その事件の区分ごとに第1部から第4部までの各部に分配し、又は当番の裁判官が取り扱う。

1 少年の保護事件

2 その他の事件

② 各部における各係に対する事件の分配は、別紙第3に定めるほか、当該部において、これを定める。

第7条 少年法第45条第4号により勾留とみなされた同法第17条第1項第2号の措置に関する刑事訴訟法第429条第1項による準抗告事件その他法律において合議体で審理裁判すべきものと定められた事件（別紙第3の第1の4の(3)の観護異議事件及び少年収容場所準抗告事件を除く。）は、第1部及び第2部に順次分配する。

## 第3節 共通事項

第8条 合議体で審判又は審理及び裁判をする場合には、当該事件の分配を受けた部において合議体を構成して取り扱う。この場合において、当該部に所属する裁判官に差し支えがあり、又は当該職務を行うことができない事由のあることその他の理由により当該部の裁判官で合議体を構成することに差し支えがあるときは、その合議体の構成員につき所長の指名する他の部の裁判官が代理する。

第9条 差戻事件は、受理の順序に従い、原裁判をした部以外の部に分配する。ただし、家事部においては、遺産分割事件又は寄与分事件の差戻事件は第5部に、後見等関係事件の差戻事件は第1部第2係に、人事訴訟関係事件の差戻事件は第6部に、その他の差戻事件は第2部から第4部までの各係に分配する。

② 差戻事件の分配を受けた部に対しては、本庁家事部会議又は本庁少年部会議の議により、適宜差戻事件以外の事件の分配を減ずることができる。

第10条 再審事件は、原裁判をした部又は係に分配する。

第10条の2 原裁判（調停・和解を成立させた場合を含む。）をした係に事件を分配すべき場合において、当該係が廃止となっている場合には、当該係が属した部に分配する。この場合において、各部における各係に対する事件の分配は、当該部において定める。

第11条 事件につき裁判官が回避し、又は裁判官に対する除斥若しくは忌避の申立てが理由があるとされたときは、当該事件は、新受事件に準じて分配替える。

第12条 年度の当初における事件の部又は係に対する分配は、前年度において最後に分配を受けた部又は係の次の部又は係から行う。

第13条 第2条及び第6条に定める事件の分配は、それぞれ本庁家事部会議又は本庁少年部会議の議によって変更することができる。

第14条 事件の処理上必要があるときは、部又は係に対する新受事件の分配を停止することができる。

② 前項の分配の停止は、当該部の申出（係の場合は、当該係の意見を聴いた上、その属する部の申出）により、本庁家事部会議又は本庁少年部会議の議によって行う。

分配停止後の新受事件の分配方法は、本庁家事部会議又は本庁少年部会議の議によって定める。

### 第3章 開 廷 日 割

第15条 部及び係の開廷日割は、別紙第4のとおりとする。ただし、部又は係において必要と認めるときは、随時開廷することができる。

### 第4章 裁判事務の代理

第16条 特別の定めがある場合のほか、裁判官に差し支えがあるときは、当該裁判官の属する部の他の裁判官が協議により適宜これを代理する。

② 本庁家事部会議又は本庁少年部会議は、前項の定めにかかわらず、裁判官に差し支えのあるときの代理順序を定めることができる。

- ③ 前2項の定めにより代理すべき裁判官を定めることができないときは、所長の指名する裁判官がその代理をする。

## 第2編 立川支部

第17条 裁判官の配置は、別紙第5の1の裁判官配置構成表のとおりとする。

第18条 家事事件及び人事訴訟関係事件は、家事部に分配する。

- ② 家事部における各係に対する事件の分配は、別紙第5の2の家事部事件分配割合表の事件の区分ごとに、受理の順序に従い、同表に定める割合によるほか、同部において、これを定める。

第19条 少年事件は、少年部に分配する。

- ② 少年部における各係に対する事件の分配は、別紙第5の3の少年事件分配割合表の事件の区分ごとに、受理の順序に従い、同表に定める割合及び方法によるほか、同部において、これを定める。

第20条 再審事件は、原裁判をした部又は係に分配する。

第21条 合議体で審判又は審理及び裁判をする場合には、家事事件及び人事訴訟関係事件並びに少年事件の区分に従い、家事部又は少年部において合議体を構成して取り扱う。この場合において、家事部又は少年部に所属する裁判官に差し支えがあり、又は当該職務を行うことができない事由があることその他の理由により当該部の裁判官で合議体を構成することに差し支えがあるときは、その合議体の構成員につき所長又は支部長の指名する他の部の裁判官が代理する。

第22条 部及び係の開廷日割は、別紙第5の4の開廷日割表のとおりとする。

第23条 第21条後段に定める場合のほか、裁判官に差し支えがあるときは、当該裁判官の属する部の他の裁判官が協議により適宜これを代理する。

- ② 支部会議は、前項の定めにかかわらず、裁判官に差し支えのあるときの代理順序を定めることができる。

- ③ 前2項の定めにより代理すべき裁判官を定めることができないときは、所長又は支部長の指名する裁判官がその代理をする。

### 第3編 出張所

第24条 出張所における裁判事務の分配及び開廷日割は、別紙第6のとおりとする。

② 前項の裁判官に差し支えのあるときは、所長の指名する裁判官がこれを代理する。

### 第4編 司法行政事務の代理

第25条 所長に差し支えがあるときは、別に定めるところにより、所長代行者がその順位に従ってこれを代理する。

② 所長及び所長代行者ともに差し支えがあるときの代理順序は、所長が別に定めるところによる。

③ 支部長に差し支えがあるときは、別紙第7に定める裁判官がその順位に従ってこれを代理する。

④ 部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、別紙第1及び別紙第5の1の代理順序欄記載の順序に従って当該部の事務を総括する裁判官の属する部の裁判官がこれを代理する。

(別紙第1)

## 裁判官配置構成表

## 1 家事部

部	係	裁判官の配置		代理順序		
第1部	第1係	総括	判 事	河 野 清 孝		
			(兼)判 事	小 西 洋		
			(兼)判 事	篠 原 康 治		
			(兼)判事補 (特例)	松 永 智 史		
			(兼)判事補 (特例)	梶 山 太 郎		
	第2係		(兼)判 事	河 野 清 孝	1	
			判 事	小 西 洋	2	
			判 事	篠 原 康 治	3	
			判事補 (特例)	松 永 智 史		
第3係		(兼)判事補 (特例)	梶 山 太 郎			
		(兼)判 事	河 野 清 孝			
		(兼)判 事	松 谷 佳 樹			
		(兼)判 事	石 垣 智 子			
		(兼)判事補 (特例)	田 端 理 恵 子			
		(兼)判事補 (特例)	梶 山 太 郎			
第2部	第1係		(兼)判 事	矢 尾 和 子		
		第2A係	判事補 (特例)	船 所 寛 生	2	
		第2B係	判事補 (特例)	村 井 壯 太 郎	3	
		第3係	総括	判 事	矢 尾 和 子	
	第4係		判 事	石 垣 智 子	1	
第3部	第1係		判事補 (特例)	田 端 理 恵 子	2	
		第2A係	総括	判 事	松 谷 佳 樹	
		第2B係		判事補 (特例)	松 川 春 佳	3
		第3係		(兼)判 事	松 谷 佳 樹	
	第4係		判 事	本 多 智 子	1	
第4部	第1係		(兼)判 事	水 野 有 子		
		第2係		判 事	小 田 正 二	1
		第3A係		判 事	篠 原 淳 一	2
		第3B係		判事補 (特例)	中 野 晴 行	3
	第4係	総括	判 事	水 野 有 子		
第5部	第1係		判 事	高 橋 伸 幸	2	
		第2係		判 事	間 史 恵	1
		第3係		判事補 (特例)	吉 岡 正 智	4
		第4係		判 事	国 分 貴 之	3
	第5係	総括	判 事	田 中 寿 生		
第6部	第1係		判 事	森 邦 明		
		第2係		判 事	日 野 直 子	2
		第3係		判 事	神 野 泰 一	3
		第4係		判 事	小 林 愛 子	1
	第5係		判事補 (特例)	梶 山 太 郎	4	

2 少年部

部	係	裁判官の配置				代理順序
第1部	第1係	総括	判 事	山 口 裕 之		
	第2係		判事補	本 多 健 一		2
	第3係	(兼)	判事補 (特例)	松 原 経 正		1
第2部	第1係	(兼)	判事補	本 多 健 一		
	第2係		判事補 (特例)	松 原 経 正		2
				判事補	中 澤 亮	
第3係	総括 (兼)	判 事	嶋 原 文 雄			
			判 事	佐 藤 英 彦		1
第3部	第1係	(兼)	判 事	佐 藤 英 彦		1
	第2係	総括	判 事	嶋 原 文 雄		
	第3係	(兼)	判事補	本 多 健 一		
第4部 (交通)		総括 (兼)	判 事	山 口 裕 之		
		(兼)	判 事	佐 藤 英 彦		1
		(兼)	判事補 (特例)	松 原 経 正		2
		(兼)	判事補	本 多 健 一		

家事部事件分配割合表

事件区分 部係	審判													調停			人関 事係 新事 訟件																					
	財産管理	後見等関係事件	相続放棄・限定承認・ 期間伸長	失踪宣告・同取消	特別養子縁組・同離縁	遺言 審判	戸籍 訂正	就 籍	親権喪失・停止・同取消	児童福祉法28条1項・ ただし書	児童福祉法28条2項	性別の取扱いの変更	遺産分割・寄与分・遺 産の分割の禁止	子の遡る保全処分 その他の別表第二	渉 外		その他	遺産分割・寄与分・遺 産の分割の禁止	その他の別表第二	即日調停・その他	その他	その他	人事訴訟事件	損害賠償請求事件	民事保全事件	請求員職事件	その他(保全員職等)											
															別表第一	別表第二																						
第1部	部全体	全	全																	全																		
	1係	全																																				
	2係		全																		全																	
第2部	部全体			4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12															
	1係																																					
	2A係			1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12															
	2B係			1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12															
	3係			1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12															
第3部	部全体			4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12															
	1係			1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12															
	2A係			1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12															
	2B係			1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12															
	4係			1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12															
第4部	部全体			4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12	4 - 12															
	1係																																					
	2係			1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12															
	3A係			1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12															
	3B係			1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12	1 - 12															
第5部	部全体												全								全																	
	1係												1 - 5								1 - 5																	
	2係												1 - 5								1 - 5																	
	3係												1 - 5								1 - 5																	
	4係												1 - 5								1 - 5																	
第6部	部全体																							全	全	全	全	全										
	1係																							4 - 19	4 - 19		4 - 19											
	2係																							4 - 19	4 - 19	1 - 4	4 - 19	1 - 4										
	3係																							4 - 19	4 - 19	1 - 4	4 - 19	1 - 4										
	4係																							4 - 19	4 - 19	1 - 4	4 - 19	1 - 4										

(備 考)

- 1 分配事件数は、申立書ごとに1件と数えることとし、事件区分の異なる申立てが1通の申立書でなされた場合は、事件番号が先の事件区分（遺産分割と寄与分を定める申立てについては、遺産分割事件による。）により分配する。ただし、同時に申立てられた相続放棄申述事件及び特別代理人選任事件については、2通以上の申立書によるものでも1通の申立書によりなされたものとみなす。
- 2 財産管理事件とは、不在者の財産管理人の選任事件及び相続人不存在の場合における相続財産管理人の選任事件をいい、前者には権限外行為許可、報酬付与、不在者の財産管理に関する処分事件を、後者には権限外行為許可、報酬付与、相続人搜索の公告、相続財産の分与、相続財産の管理に関する処分事件を含む。
- 3 後見等関係事件とは、未成年後見関係事件、成年後見関係事件、任意後見関係事件及びこれらを本案とする保全処分事件並びに後見人等であった者が民法第918条第2項の処分を求める事件をいう。
- 4 子を巡る保全処分とは、子の引渡、子の監護者の指定又は変更、親権者の指定又は変更事件を本案として申立てられた子を巡る審判前の保全処分事件をいう。
- 5 涉外事件とは、当事者（事件本人を含む。）の全部又は一部が日本の国籍を有しないものである事件をいう。ただし、遺産分割事件、相続放棄等事件及び後見等関係事件を除く。
- 6 即日調停事件とは、東京高等裁判所又は東京地方裁判所が記録送付の当日に調停成立が可能であるとして東京家庭裁判所の調停に付した事件をいう。
- 7 人事訴訟関係事件とは、人事訴訟事件、人事訴訟の原因である事実から生じた損害賠償請求事件、これらを本案とする保全命令事件をいう。

(別紙第3)

少年事件等分配基準

第1 少年の保護事件

1 通 則

(1) 簡易送致事件は、記録ごと一括して、第1部及び第2部の各係並びに第3部に、順次分配する。

(2) 交通事件は、次のア及びイに定める事件とし、第4部に分配する。

ア 道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律、道路運送車両法、道路整備特別措置法及び自動車損害賠償保障法の各違反事件

イ 刑法第208条の2及び車両等の運転による刑法第209条から第211条までの事件（運転者以外の車両の同乗者によるドアの開閉に基づく事件を含む。）

(3) (1)及び(2)以外の事件（以下「一般事件」という。）は、それぞれ身柄事件（受理後24時間以内に少年法第17条第1項第2号の観護措置（同条第7項により同条第1項第2号の措置とみなされる場合を含む。）がとられた事件をいう。以下同じ。）及び在宅事件（身柄事件以外の事件をいう。以下同じ。）の別に、身柄事件は第1部及び第2部の各係に、在宅事件は第1部及び第2部の各係並びに第3部に、それぞれ順次分配する。

(4) 一般事件と交通事件が併せて送致された事件は、(3)により分配する。

2 特 則

(1) 一般事件のうち少年法第22条の4第1項の規定により被害者等に対して審判の傍聴を許すことができる事件として送致された事件（以下「審判傍聴対象事件」という。）は、第1部及び第2部の各係に順次分配する。一般事件について、事件が分配された後にその事件が審判傍聴対象事件であることが判明したときは、その事件の分配をもって審判傍聴対象事件の分配があったものとして、その後の当該部係の事件の分配を調整する。

(2) 一般事件及び交通事件のうち少年の住居が伊豆諸島又は小笠原諸島にある

在宅事件（以下「島しょ事件」という。）は、次の表の順序により分配する。ただし、一つの記録で受け付けた複数の少年の事件は、同じ島しょ内の少年に限り一括して分配する。

部	1		2		3
係	1	2	2	3	
順序	①	③	②	⑤	④

- (3) 簡易送致事件及び一般事件（審判傍聴対象事件を除く。）のうち、既に当該少年の事件（簡易送致事件を除く。）が第1部から第3部までの部係に係属している事件（以下「後件」という。）は、既に係属している当該少年の事件（以下「前件」という。）の係属する部係に分配する。ただし、前件が第3部に係属している場合で後件が身柄事件であるときは、後件は前件がないものとして分配し、後件の分配を受けた部係に前件を分配し直すものとする。
- (4) 一般事件（審判傍聴対象事件を除く。）のうち、事件受理前6箇月以内に保護処分、検察官送致又は児童相談所長送致の決定を受けた少年に係る事件は、その決定をした部係に分配する。この場合において、第4部の決定に係る事件は、第1部及び第2部の各係に順次分配する。
- (5) 一つの記録で複数の少年の事件を受理した場合は、(6)及び(7)の場合を除き、事件番号の最も若い事件を分配すべき部係に一括して分配する。
- (6) (5)の場合において、その全部又は一部の少年の事件が(3)の本文に該当するときは、前件が係属する少年の事件は、それぞれ前件が係属する部係に分配し、その余の少年の事件は、前件の係属する少年の事件のうちで事件番号の最も若い事件を分配すべき部係に一括して分配する。ただし、前件が第3部に係属している場合で後件が身柄事件であるときは、(3)のただし書きの定めによる。
- (7) (6)により分配すべき場合を除き、(5)の場合において、(4)に該当する少年の

事件があるときは、その少年の事件を分配すべき部係（該当する少年が複数のときは、そのうち事件番号の最も若い事件を分配すべき部係）に、その余の少年の事件も一括して分配する。

(8) 調査官報告事件（再起事件を含む。）は、当該事件の立件を命じた裁判官の所属する部係に分配する。

(9) 少年法第55条による移送を受けた事件は、その少年について検察官送致の決定をした裁判官の所属する部係には分配しない。

### 3 事件の分配替え等

#### (1) 島しょ事件の分配替え

ア 係属中の島しょ事件と同じ島しょ内の事件の分配を他の部係が受けた場合は、部係間の協議により分配替えすることができる。

イ 島しょの別、事件の種類、数、難易等を勘案して、アと異なる分配替えを相当とするときは、関係部係と協議の上、これと異なる分配替えをすることができる。

ウ ア、イにより分配替えを行ったときは、その後に受理される島しょ事件をもって、分配を調整する。

#### (2) 島しょ事件以外の事件の部係間の協議による分配替え

島しょ事件以外の事件は、次に定めるところに従い、他の部係へ分配替えすることができる。

ア 係属中の事件と関連する事件の分配を他の部係が受けた場合、その他事件を同一の部係で処理することを相当とする場合は、部係間の協議により、その事件を分配替えすることができる。

イ 一つの記録で受理した複数の少年の事件のうち、他の部係で処理することを相当とする事件がある場合は、部係間の協議により、その事件を分配替えすることができる。

ウ 部係間で分配替えを行ったときは、その後に受理される一般事件をもって、身柄事件、在宅事件及び審判傍聴対象事件の別に、事件の分配を調整

する。ただし、簡易送致事件及び交通事件の分配替えについては、事件の分配の調整をしない。

#### 4 観護措置等

- (1) 事件受理当日の少年及び裁判所の休日に同行状により同行された少年に対する少年法第17条第1項第2号の措置に係る事務は、裁判官の協議により別に定める当番の裁判官（休日の当番については家事部所属の裁判官を含む。）が取り扱う。
- (2) 勾留に代わる観護措置の請求並びに起訴前における刑事訴訟規則第299条第1項ただし書及び第2項による取調べ、処分又は令状の請求の事件は、請求当日における(1)の当番の裁判官が取り扱う。
- (3) 少年法第17条の2第1項の規定による異議申立ての事件（以下「観護異議事件」という。）及び少年審判規則第24条の3第2項の同意決定又は不同意決定に対する準抗告申立ての事件（以下「少年収容場所準抗告事件」という。）は、同一日に処理すべきものごとに、第1部ないし第3部に順次分配する。
- (4) (3)の定めにより分配を受けた部に、他に緊急に処理すべき事件があるとき、当日に処理すべき観護異議事件及び少年収容場所準抗告事件（以下「観護異議事件等」という。）のいずれかが多数に及ぶとき、当日に処理すべき観護異議事件等の全部又は一部を他の部で処理することが相当と認めるべき事由があるとき、その他これに類する事由があるときは、他の部との協議により、その全部又は一部を当該他の部に分配替えすることができる。この場合には、その日後の(3)の適用においては、当該他の部は、その日に観護異議事件等の分配を受けたものとみなす。
- (5) 観護異議事件等で裁判所の休日に処理すべきものは、(3)の定めにかかわらず、その日の(1)の当番の裁判官と所長の指名する裁判官（家事部所属の裁判官を含む。以下この項において同じ。）により合議体を構成して取り扱う。この場合における所長の指名については、裁判官の協議でその基準を定める

ことができる。

## 5 少年法第20条第1項及び第2項に係る事件に関する特則

- (1) 少年法第20条第2項本文に規定する事件に係る少年保護事件が判事補の職権の特例等に関する法律第1条の規定による指名を受けていない判事補（以下「未特例判事補」という。）である裁判官の係に分配された場合には、その事件（2の(3)及び(6)に定める場合におけるその事件の前件を含む。）は、合議体で審判をする旨の決定をする場合を除き、当該裁判官の属する部の他の裁判官（未特例判事補を除く。）の係に順次分配替えをする。この場合には、身柄事件及び在宅事件の区分に従い、その後に受理した一般事件をもって、当該部の各係の分配を調整する。
- (2) (1)前段の場合のほか、未特例判事補である裁判官の係に分配された少年保護事件で、少年法第20条第1項の決定をすることを相当とするものは、合議体で審判をする旨の決定をする場合を除き、その係の属する部の総括裁判官（総括裁判官に差し支えがあるときは、当該部の未特例判事補以外の他の裁判官）が取り扱う。この場合には、当該部で定めるところにより、その後に受理した一般事件をもって当該部の各係の分配を調整することができる。

## 第2 その他の事件

### 1 準少年保護事件

少年院法第11条による収容継続申請事件，更生保護法第67条第2項による施設送致申請事件，同法第71条による戻し収容申請事件並びに少年法第27条の2第1項及び第2項による保護処分取消し事件は，当該事件に係る保護処分決定をした部係に分配する。

### 2 連戻状の請求事件

少年院法第14条による連戻状の請求事件は，当該在院者について最も近い時期に審判した部係に分配する。

### 3 引致状の請求事件

更生保護法第63条第2項による引致状の請求事件は，当該保護観察に付さ

れている者について最も近い時期に審判をした部係に分配し、該当する部係がないときは、請求当日における第1の4の(1)の当番の裁判官が取り扱う。

#### 4 共助事件

(1) 少年審判規則第19条の2による嘱託を受けた事件は、次に定めるところにより分配する。

ア 当庁に係属したことのある少年の場合は、最も近い時期にその少年の事件を担当した部係に分配する。

イ その他の場合は、第1の1の(2)及び(3)を準用する。

(2) 少年法第32条の3第2項による嘱託を受けた事件は、第1部及び第2部の各係に順次分配する。

#### 第3 附 則

1 この分配に基づく第1部第3係、第2部第1係並びに第3部第1係及び第3係に対する事件の分配は、当分の間、これを停止する。

2 この分配基準によると1で分配を停止した係に分配すべきこととなる事件は、当該係の属する部に分配する。

3 この基準の解釈に疑義が生じた場合は、本庁少年部会議の定めるところによる。

(別紙第4)

1 家事部

部・係		審判	調停	訴訟等
第1部	合議	隨時		隨時
	第1係	隨時		隨時
	第2係	隨時		隨時
	第3係	隨時	隨時	隨時
第2部	合議	隨時		隨時
	第2A係	火・金(午後)	月・水・金(午前)	隨時
	第2B係	水・金(午後)	月・木・金(午前)	隨時
	第3係	火・金(午後)	月・水・金(午前)	隨時
	第4係	月・金(午前)	火・木・金(午後)	隨時
第3部	合議	隨時		隨時
	第1係	火・金(午後)	月・水・金(午前)	隨時
	第2A係	月・金(午前)	火・木・金(午後)	隨時
	第2B係	水	月・火・木	隨時
	第4係	月・金(午前)	火・木・金(午後)	隨時
第4部	合議	隨時		隨時
	第2係	月・金(午前)	火・木・金(午後)	隨時
	第3A係	月・金(午前)	火・木・金(午後)	隨時
	第3B係	水	月・火・木	隨時
	第4係	火・金(午後)	月・水・金(午前)	隨時
第5部	合議	隨時		隨時
	第1係	月・金(午前)	火・木・金(午後)	隨時
	第2係	火・金(午後)	月・水・金(午前)	隨時
	第3係	月・金(午前)	火・木・金(午後)	隨時
	第4係	火・金(午後)	月・水・金(午前)	隨時
	第5係	水・金(午後)	月・木・金	隨時
第6部	合議			月
	第1係			火・木
	第2係			水・金
	第3係			火・木
	第4係			水・金
	第5係			月・火

2 少年部

部・係		審判	審問等
第1部	合議	随時	随時
	第1係	水・金	随時
	第2係	火・木	随時
第2部	合議	随時	随時
	第1係	火・木	随時
	第2係	火・木	随時
	第3係	水・金	随時
第3部		随時	随時
第4部		随時	随時

(別紙第5の1)

裁判官配置構成表

部・係		裁判官の配置		代理順序
家事部	第1A係	総括判事	新堀亮一	
	第1B係	判事	新田和憲	3
	第2係	判事	貝阿彌千絵子	5
	第3係	判事	浅香幹子	4
	第4係	判事補(特例)	豊島英征	6
	第5係	判事補(特例)	深見菜有子	7
	第6係	(兼)総括判事 (兼)判事 (兼)判事 (兼)判事 (兼)判事補(特例) (兼)判事補(特例)	新堀亮一 新田和憲 浅香幹子 貝阿彌千絵子 豊島英征 深見菜有子	
	第7係	判事	河野匡志	2
	第8係	判事	中山節子	1
少年部	第1係	総括判事 (兼)判事 (兼)判事補(特例) (兼)判事補	山田俊雄 寺澤真由美 豊島英征 岸田二郎	2
	第2係	判事	寺澤真由美	1
	第3係	判事補	岸田二郎	3

(別紙第5の2)

家事部事件分配割合表

事件区分		担当係	第1A係	第1B係	第2係	第3係	第4係	第5係	第6係	第7係	第8係
家事審判 事 件 (別表第 1)	子の氏変更事件 保護者選任事件 相続放棄事件 (即日審判)								全件		
	財産管理事件	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$								
	後見等関係事件	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$								
	親権喪失, 停止・ 28条審判事件			$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$				
	その他の事件			$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$				
遺産分割・寄与分 調停・審判事件		$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{5}$	$\frac{1}{5}$	$\frac{1}{5}$	$\frac{1}{5}$				
年金分割調停・審判事件				$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$				
その他の別表第2審判事件 その他の調停事件		$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{5}$	$\frac{1}{5}$	$\frac{1}{5}$	$\frac{1}{5}$				
人事訴訟関係事件										$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
家事共助事件				$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$				
その他の家事雑事件									全件		

(注)

- 1 財産管理事件とは、立川支部財産管理事件処理要領に定める財産管理事件をいう。
- 2 その他の家事雑事件は、すべて第6係に分配されるが、その後関連事件係属係に分配される。
- 3 人事訴訟関係事件とは、人事訴訟事件、人事訴訟の原因である事実から生じた損害賠償請求事件及びこれらを本案とする保全命令申立事件並びに強制執行に関する訴訟事件をいう。

(別紙第5の3)

少年事件分配割合表

事件区分		担当係		
		第1係	第2係	第3係
少年の保護事件のうち (1) 道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律、道路運送車両法、道路整備特別措置法及び自動車損害賠償保障法の各違反事件 (2) 刑法208条の2及び車両等の運転による刑法209条から211条までの事件(運転者以外の車両の同乗者によるドアの開閉に基づく事件を含む。)		全		
少年の保護事件のうち	身柄事件		$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
上記(1)・(2)以外の事件	在宅事件		$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
準少年保護事件		保護処分取消し事件については当該保護処分決定をした係、收容継続申請事件又は戻し收容申請事件については当該本人について少年院送致決定をした係、施設送致申請事件については当該本人について保護観察決定をした係		
少年審判等共助事件			$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
少年審判雑事件			$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$

(特則)

- (1) 事件受理当日の少年に対する少年法第17条第1項第2号の措置に係る事務(以下同号の措置に係る事務を「観護措置事務」という。), 裁判所の休日に行状により同行された少年に対する観護措置事務, 勾留に代わる観護措置の請求, 刑事訴訟規則第299条第1項ただし書及び第2項による取調べ, 処分又は令状の請求並びに引致状の請求の事件は, 立川支部所属の裁判官(以下「支

部裁判官」という。)の協議によって別に定める当番の裁判官が取り扱う。

- (2) 少年法17条の2第1項の規定による異議申立ての事件及び少年審判規則24条の3第2項の同意決定又は不同意決定に対する準抗告申立ての事件で裁判所の休日に処理すべきものは、その日の(1)の当番の裁判官と所長又は支部長の指名する支部裁判官により合議体を構成して取り扱う。この場合における所長又は支部長の指名については、支部裁判官の協議でその基準を定めることができる。

(別紙第5の4)

開 廷 日 割 表

1 家 事 部

部・係	審 判	調 停	訴訟等
合 議	随 時		随 時
第 1 A 係	火	水・木	随 時
第 1 B 係	火	月・水	随 時
第 2 係	月・木	火・金	随 時
第 3 係	月・木	火・金	随 時
第 4 係	水・金	月・木	随 時
第 5 係	水・金	月・木	随 時
第 7 係			随 時
第 8 係			随 時

2 少 年 部

部・係	審 判
合 議	随 時
第 1 係	月・火・水・木・金
第 2 係	月・火・水・木・金
第 3 係	月・火・水・木・金

(別紙第6)

1 八丈島出張所

事 務	担 当 部 係	担 当 月	開 廷 日	備 考
家 事 事 件	4 部 4 係	1, 2, 3月	随 時	本庁からてん補
	6 部 2 係	4, 5, 6月		
	5 部 1 係	7, 8, 9月		
	5 部 3 係	10, 11, 12月		

2 伊豆大島出張所

事 務	担 当 部 係	担 当 月	開 廷 日	備 考
家 事 事 件	4 部 3 係	1, 2月	随 時	本庁からてん補
	6 部 1 係	3, 4月		
	6 部 3 係	5, 6月		
	6 部 4 係	7, 8月		
	5 部 2 係	9, 10月		
	5 部 4 係	11, 12月		

(別紙第7)

第1順位	裁判官	新堀亮一
第2順位	裁判官	中山節子
第3順位	裁判官	河野匡志